

平成 19 年 8 月 2 日

太子町長 首 藤 正 弘 様

太子町行財政審議会
会長 門 田 善



「水道料金の改定」(案) について (答申)

平成 19 年 7 月 17 日付太総務第 295 号で諮問のあった「水道料金の改定」(案) について、本審議会は慎重に審議を重ねた結果、全員一致をもって次のとおり結論を得たので、ここに答申する。

記

1. はじめに

水道事業の経営面については、近年赤字経営が続いており収入の大宗をなす水道料金の減収が大きいことから、今後さらに厳しい事業経営が予測されるため、独立採算制の原則を踏まえ、次のとおり慎重に審議を行った。

2. 審議経過

事務局より提出された資料「水道料金の改定」(案) をもとに、適正な水道料金水準などについて検討した。

第 1 回審議会(7 月 17 日)審議内容

事務局の「水道料金の改定」(案) の説明を受け、その資料内容の質疑を行うとともに、大口需要者の工場建設計画等の変更による水需要の減少に伴う面について、本町の水道事業が効率的で料金が他の市町と比較して安い理由等の質疑を行った。

第 2 回審議会(7 月 27 日)審議内容

事務局より平成 17 年度水道事業会計決算書の説明を受け、公営企業会

計に係る知識を深めるとともに、石綿管の状況、将来的な水源対策等水道事業全般に係る質疑も行った。

この質疑の中で、現行の用途別料金体系から単一基本料金逦増制への移行への質疑や一般家事用の平均的な使用量の部分を緩和して大口使用者の逦増度をもっと上げてよいのではないかとの意見も多く出されたため、次回審議会に検討資料として事務局に提出を求めた。

第3回審議会(8月2日)審議内容

事務局より一般家事用を安価にしたよりなだらかな曲線となる水道料金の参考案の説明を受け、審議した結果、一般家庭の水道料金をより安価とする水道料金が望ましいとの意見が多く、審議会としては一般家事用の平均的な水道料金を緩和することが妥当である旨で答申することとした。

3. 「水道料金の改定」(案)について

以下の意見を付して、答申とする。

- (1) 家庭の平均的な利用者の改定率の軽減について考慮されたい。
- (2) 企業の経済性を発揮し、健全経営に努めていただきたい。
- (3) 水道料金の改定に当たっては、十分な広報を行い利用者の理解を得るよう努めていただきたい。
- (4) 利用者への安全で安心な給水に努めていただきたい。

4. おわりに

水道事業は住民の生活に直結した必要不可欠な事業であり、常に利用者により理解と協力を得ることが必要である。そのためには、機会あるたびにPRを行い給水サービスの向上への努力を求める。